

法人税の中立性と企業活動

山田直夫

一、はじめに

現在、資本市場の活性化を目的に金融・証券税制に関する議論が盛んに行われている。そこでは金融所得課税の一元化など、主に個人所得課税に焦点が当てられている。確かに金融所得課税の一元化は個人投資家によるリスクマネーの供給を促し、「貯蓄から投資へ」に資する税制ということができるだろう。しかし資本市場に影響を与えるのはそうした個人所得課税だけではない。法人税

も資本市場において大きな影響力をもっている。なぜなら法人税は法人の所得、つまり利潤に課される税であり、企業の資金調達や投資行動といった企業活動に歪みを与えるからである。したがって現行の利潤ベースの法人税が企業活動に与える影響を分析し、中立的な法人税制について検討することは資本市場活性化の観点から重要であるといえるだろう。

政府税制調査会も「平成一七年度の税制改正に関する答申」の中で、法人税について「これまで法人税については、国際的に整合性がとれ、企業

活動に歪みの少ない中立的な税制を目指し、課税ベースを拡大・適正化しつつ、税率を引き下げた。」と述べ、さらに「今後とも、経済社会の構造変化に柔軟に対応する観点から、改革を進めていかねばならない。」としている。

では企業活動に中立的な税制というのはどのようなものだろうか。その一つとして、イギリスの税制改革の報告書である『ミード報告』（一九七八）で提案されているキャッシュ・フロー法人税という税制がある。これは文字通り企業のキャッシュ・フローを課税ベースにしようという税制で、財政学の企業課税の分野で議論されてきた。

また、わが国では二〇〇〇年三月期決算からキャッシュ・フロー計算書が財務諸表の一つとして公表されるなど、経営においてキャッシュ・フローが重視されるようになってきた。したがって今後キャッシュ・フロー法人税も新しい法人税制

としてより注目を浴びるものと考えられる。しかし、キャッシュ・フロー計算書に記されているキャッシュ・フローがそのままキャッシュ・フロー法人税の課税ベースになるわけではない。

そこで本稿ではまずキャッシュ・フロー法人税の仕組みについて説明する。続いて現行の利潤ベースの法人税が企業活動に歪みを与えるメカニズムを明らかにしながら、法人税の中立性について検討を加える。

その前にまず次節では、現行の法人税制の仕組みと現状を統計データと併せて概観する。

二、法人税の概要

(1) 法人税収

図表1は国の税収の内訳を金額と構成比で示したものである。まず税収の絶対額についてみて

図表1 税収の内訳

年度	税収	所得税		法人税		消費税		その他	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
1997	53.9	19.2	35.6	13.5	25.0	9.3	17.3	11.9	22.3
1998	49.4	17.0	34.4	11.4	23.1	10.0	20.2	11.0	22.3
1999	47.2	15.4	32.6	10.8	22.9	10.4	22.0	10.6	22.5
2000	50.7	18.8	37.1	11.7	23.1	9.8	19.3	10.4	20.5
2001	47.9	17.8	37.2	10.3	21.5	9.8	20.5	10.0	20.9
2002	43.8	14.8	33.8	9.5	21.7	9.8	22.4	9.7	22.1
2003	43.3	13.9	32.1	10.1	23.3	9.7	22.4	9.6	22.2
2004	44.0	14.1	32.0	11.0	25.0	9.7	22.0	9.2	20.1
2005	44.0	13.2	30.0	11.5	26.1	10.2	23.2	9.1	20.7

(注1) ここでの税収とは一般会計分の租税及び印紙収入のことである。

(注2) 単位は、税収及び金額は兆円、比率は%。

(注3) 2004年度は補正後予算額、2005年度は予算額、その他の年度は決算額。

(出所) 財務省ホームページより作成

ると国税全体は九〇年代後半から二〇〇〇年度において五〇兆円程度の税収があったが、その後は減少し、二〇〇三年度では四三・三兆円になった。二〇〇四年度はわずかであるが回復している。法人税収についても同様の傾向がみられる。つまり一九九七年度では一三・五兆円の税収があったが、景気の悪化、税率の引き下げなどにより二〇〇二年度には一〇兆円を下回り、消費税の税収よりも少なくなった。そして最近では増加傾向になり、二〇〇五年度は予算額であるが一兆円を超える税収が見込まれている。

続いて比率に注目してみよう。比率については小さな増減はあるものの、所得税は三〇%台を、法人税は二〇%台を、消費税も二〇%前後を保っており、大きな変化があるとはいえない。しかし高齢化の進展による社会保障費の増大をにらみ消費税の増税が避けられない状況であるので、今後

所得税と法人税の比率が低下し消費税の比重が高まる可能性もある。

(2) 法人の所得

前述したように、法人税は法人の所得に課せられる税金である。法人税が課される所得には、法人が解散したときに生じる清算所得などもあるが、主なものは各事業年度の所得である。したがって以下では各事業年度の所得について説明する。

各事業年度の所得は、各事業年度の益金から損金を差し引いた額であり、税法上これを所得金額あるいは課税所得という。益金、損金とはそれぞれ企業会計における収益、費用に当たるものである。したがって課税所得は企業会計における決算利益に相当する。ただし決算利益と課税所得は必ずしも一致しない。この点に関して税制調査会

(二〇〇〇)は、企業の会計には利害関係者の利害を調整する機能と関係者に財政状態などを開示するという情報提供機能があるのに対し、税法は税負担の公平や税制の経済に対する中立性を確保することなどを基本的な考え方にしている、と指摘し、「税法における課税所得の捉え方が商法・企業会計原則と異なる場合があることは当然です。」と述べている。

では課税所得と決算利益にはどのような関係があるのだろうか。課税所得は決算利益に申告調整と呼ばれる調整を行うことで計算することができ、それを式で表したのが図表²である。つまり決算利益に益金算入と損金不算入を加え、益金不算入と損金算入を差し引いたものが課税所得になる。式中の益金算入とは決算利益では収益として計上されないが税法上、益金に算入されるもの、益金不算入とは決算利益では収益に計上されるが

図表2 課税所得と決算利益の関係

課税所得 = 益金 - 損金

決算利益 = 収益 - 費用

益金 = 収益 + 益金算入 - 益金不算入

損金 = 費用 + 損金算入 - 損金不算入

よって、以下の関係が成り立つ。

課税所得 = 決算利益 + 益金算入 + 損金不算入 - 益金不算入 - 損金算入

税法上、益金に算入されないものである。同様に損金算入とは決算利益では費用として計上されないが税法上、損金に算入されるもので、損金不算入とは決算利益では費用に計上されるが税法上、損金には算入されないものを指す。例えば、法人間の受け取り配当はその五〇%が益金不算入となっている。

(3) 法人税が課される法人

法人は、日本国内に本店または主たる事務所を有する法人である内国法人と、それ以外の法人である外国法人に大別できる。内国法人はさらに地方公共団体、日本放送協会などの「公共法人」、財団法人、学校法人、宗教法人などの「公益法人等」、農業共同組合、信用金庫などの「協同組合等」、株式会社、有限会社などの「普通法人」、P. T. A.、学会などの「人格のない社団等」の五

法人税の中立性と企業活動

図表3 法人数（公共法人を除く）と比率

区 分		法人数	比率 (%)	
内 国 法 人	普 通 法 人	会 社 等	2768752	95.2722
		企 業 組 合	1783	0.0614
		相 互 会 社	12	0.0004
		医 療 法 人	35785	1.2314
		中 間 法 人	15	0.0005
	小 計	2806347	96.5658	
	協 同 組 合 等	53613	1.8448	
	公 益 法 人 等	30397	1.0460	
	人 格 の な い 社 団 等	11261	0.3875	
	外 国 法 人	4532	0.1559	
合 計	2906150	100.0000		

(注1) 調査対象等：平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成15年6月30日現在の事績を「法人税事務整理表（申告書及び決議書）」に基づいて作成した。

(注2) この表には、清算中の法人は含まれていない。

(注3) 会社等とは、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、協業組合、特定目的会社の合計である。

(出所) 国税庁ホームページより作成

つに区分される。一方、外国法人も「公共法人」、「公益法人等」、「普通法人」、「人格のない社団等」の四つに区分される。

図表3は法人数を示したものであるが、普通法人が全体の約九七％という圧倒的多数を占めていることがわかる。また国税庁長官官房企画課（二〇〇三）によれば、内国普通法人の四一・一％が株式会社で、五五・八％が有限会社である。したがって法人税が課される法人のほとんどが株式会社と有限会社であるといえる。ただしすべての法人が法人税を納税するわけではない。法人税を納税するのは利益計上法人のみである。欠損法人（所得金額がゼロあるいは負である法人）は納税しない。前掲の国税庁長官官房企画課（二〇〇三）では内国法人の六八・九％が欠損法人である。

また法人の各区分によって法人税の課税所得の

範囲が異なる。具体的に各事業年度の所得についてみてみよう。内国法人の場合、公共法人については非課税であるが、公益法人等と人格のない社団等は収益事業から生じた所得についてのみ課税される。ここでの収益事業とは物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業など、法人税法施行令において挙げられている三三業種をいう。その一方、協同組合等と普通法人は所得の全部に対して課税される。そして外国法人の場合は公共法人については非課税であるのに対し、公益法人等と人格のない社団等は国内源泉所得のうち収益事業から生じた所得に課税され、普通法人は国内源泉所得に課税される。ここでの国内源泉所得とは日本国内で生じた所得のことをいう。

(4) 税額の計算

税額の計算手順は以下の三つの段階に分けるこ

とができる。①課税所得に図表4で示されている税率をかけ、②通常の法人税よりも重課されるものについての税負担額を①に加え、③税額控除を差し引く。②の例としては土地の譲渡益などがある。また③の例としては国際二重課税の問題を改善するための「外国税額控除」や研究開発促進を目的にした「試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除」などがある。

また平成一四年度税制改正において、わが国の企業の国際競争力強化などを目的に連結納税制度が創設された。連結納税制度は親会社といわゆる一〇〇%子会社を対象にしている。ただし親会社、子会社とも内国法人でなければならない。親会社は制度の適用について選択し、法人税の申告、納付も行う。連結税額は、連結グループ内の各法人の所得から連結所得金額を算定し、それに税率をかけ、さらに必要な調整を行うことにより

図表 4 法人税率

区 分		税率 (%)	
普通 法人	資本金が 1 億円を超える法人	30	
	資本金が 1 億円 以下の法人	年所得800万円を超える部分	30
		年所得800万円以下の部分	22
人格のない社団等		年所得800万円を超える部分	30
		年所得800万円以下の部分	22
協同組合等及び公益法人等		22	

(出所) 佐藤 (2004) から作成

計算できる。

三、キャッシュ・フロー法人税に ついて

キャッシュ・フロー法人税は資金の収支、つまりネットのキャッシュ・フローを課税ベースと考える税制であり、資金ベース法人税と呼ばれることもある。この税制を提唱した『ミッド報告』(一九七八)では、キャッシュ・フローを実物取引によるもの、株式を除く金融取引によるもの、株式の取引によるもの、租税に関する取引によるものの四種類に分けて、それぞれRベース、Fベース、Sベース、Tベースと呼んでいる。以下では各課税ベースの具体的な算定の仕方と特徴について説明する。

Rベースは実物取引に関する収支であるので、

資金の流入としては財・サービスの売り上げや実物資産の売却収入がある。そして資金の流出としては原材料費、賃金、実物資産の購入などがある。利潤ベースの法人税と比べて特徴的なのは実物資産購入費、つまり投資を全額控除できることである。したがって減価償却について考慮する必要はない。また宮島（一九八六）はRベースの問題点としてつぎの三点を指摘している。一つは、金融取引は考慮されないので支払利子の控除は認められない点である。これによって多額の借入金がある企業の税負担が重くなる。二つめは、金融取引を主に行い、実物取引をあまり行わない金融機関などの課税ベースが著しく小さくなるという点である。三つめは、投資の全額控除によって現行より課税ベースが縮小することである。

Fベースは金融取引のうち株式に関するものを除いたものである。したがって資金の流入として

長短期の借入、金融資産の売却、利子の受け取りなどがある。資金の流出としては長短期の返済、金融資産の購入、利子の支払いなどがある。またキャッシュ・フロー法人税の課税ベースとしてRベースとFベースの二つを合わせたR+Fベースを考えれば、先の宮島（一九八六）の指摘のうち、二つめと三つめの問題に対処できる。つまりR+Fベースにすれば、Rベースのみとき比べて金融機関の課税ベースが拡大する。また借入で投資を行う企業は、Rベースは縮小するがFベースが拡大するので、R+Fベースであれば課税ベースの縮小を食い止めることができる。

Sベースは株式に関する収支差を課税ベースとする。したがって資金の流入としては増資、他社の株式の売却、受け取り配当がある。一方資金の流出は他社の株式の購入と支払い配当がある。と

ところで企業の総資金流入と総資金流出は等しいので、R ベース、F ベース、S ベース、T ベースの和はゼロになる。したがって $R + F$ ベースは S ベースと T ベースの和にマイナスをつけた値に等しくなる。別の言い方をすれば、株式と租税に関する取引のネットの資金流出に等しくなるのである。もし T ベースが小さければ、S ベースのみを課税ベースとして考えることで $R + F$ ベースに課税しているのと同じことになる。これによって課税ベースを $R + F$ ベースと同じものにしなから、把握しなければならぬ取引数を少なくできるかもしれない。『ミード報告』(一九七八)も S ベースをキャッシュ・フロー法人税の課税ベースとして推している。

T ベースは租税に関する取引の収支であるから、資金の流入である租税還付と、流出である支払税額の差額ということになる。

キャッシュ・フロー法人税に移行した場合の最大のメリットは、次節で詳しく述べるように法人税が資金調達や投資といった企業活動に中立的になることである。その他にもキャッシュ・フロー法人税に移行した場合、減価償却などについて考慮する必要がなくなるため、その意味では税制が簡素になるという点がある。

しかし、さらに検討を加えなければならない点も多い。例えば法人税にどれだけの税収を期待するかという点である。企業のキャッシュ・フローは利潤よりも変動が激しいことは容易に予想される。そうすると法人税収が年によって、産業によって、あるいは企業によって大きく変動することになる。したがって法人税に安定した税収を期待することができなくなる。こうした点について社会的なコンセンサスを得る必要があるだろう。田近・油井(二〇〇〇)は東証上場企業を対

象に一九八七年からの一〇年間についてキャッシュ・フロー法人税率が平均的にどのような水準になるかを試算している。それによると東証一部上場企業の場合、一〇年間の平均的な法人税率は四七・〇％であるのに対し、同額の税収を得るためにはRベースでは九〇・〇％、 $R + F$ ベースでは七二・一％の税率を課さなければならぬ。

また、最近のキャッシュ・フロー法人税の課税ベースがどのようなになっているかは不明である。先行研究の田近・油井(二〇〇〇)は分析期間が一九九六年までである。さらにまだキャッシュ・フロー計算書が公表されていない期間なので有価証券報告書からキャッシュ・フローを試算している。したがってキャッシュ・フロー計算書を利用して近年の課税ベースの試算を行う必要があるだろう。

四、法人税の中立性

野口(一九八五)は、現行の利潤ベースの法人税が企業の投資決定に歪みを与え、さらにインフレーションによつて税負担の実質値が変化するのに対し、キャッシュ・フロー法人税がそれらに対して中立的であることを、数式を用いて示している。また、田近・油井(二〇〇〇)は、現行の法人税が企業の投資に加え、資金調達行動に対しても非中立的であるが、キャッシュ・フロー法人税はそれらに対して中立的であることを、やはり数式を用いて示している。本節ではこれら二つの先行研究を元に、企業の資金調達と投資に対する法人税の中立性についてできるだけわかりやすく議論する。

(1) 資金調達に対する中立性

利潤ベースの法人税の場合に借入によって資金調達をしたとき、支払利子は損金に算入され課税されない。しかし新株発行によって資金調達をしたときは、支払い配当に課税される。配当は株主に配分された段階でも所得税が課せられるので、何も調整が行われなければあるいは調整が不十分であれば、配当に対して二回課税されるという問題が生じる。わが国では配当所得税額控除方式と呼ばれる調整方法がとられているが、配当の二重課税を完全に調整しているわけではない。結局、現行の法人税制では借入の方が新株発行よりも優遇されており、企業の資金調達行動に歪みを与えているといえる。

次にキャッシュ・フロー法人税の場合についてみてみよう。キャッシュ・フロー法人税の課税ベースについては前述したように四種類の考え方

があるが、ここでは実物取引に関するキャッシュ・フロー、つまりRベースを課税ベースとして取り上げる。Rベースの場合課税ベースは支払い利子も配当も課税ベースから控除されるので資金調達方法が借入でも新株発行でも課税ベースに影響はない。したがってキャッシュ・フロー法人税は企業の資金調達行動に対して中立的なのである。

(2) 投資に対する中立性

いま、ある企業が今期において追加的に資金調達し、一単位の機械設備を購入するという投資を行うとする。資金調達の手段としては自己資本の充当を考える。この投資によって次期には、ある一定額の収益が得られるが、同時に機械設備に対し一定額の減価償却費も生じることとする。また法人税は課税ベースに対し一定率の税率が課される比例税であるとする。さらに単純化のため今期

図表5 投資基準

- 法人税なし
 $\text{投資による収益} + 1 - \text{減価償却} \geq 1 + \text{市場利子率}$
 より
 $\text{投資による収益} - \text{減価償却} \geq \text{市場利子率}$

- 利潤ベースの法人税
 $\text{利潤} = \text{投資による収益} - \text{減価償却}$
 $\text{投資による収益} + 1 - \text{減価償却} - \text{税率} \times \text{利潤} \geq 1 + \text{市場利子率}$
 より
 $(1 - \text{税率}) \times (\text{投資による収益} - \text{減価償却}) \geq \text{市場利子率}$
 →法人税なしのケースと異なる。

- R ベース
 $\text{R ベース} = \text{投資による収益} + 1 - \text{減価償却}$
 $\text{投資による収益} + 1 - \text{減価償却} - \text{税率} \times \text{R ベース} \geq (1 - \text{税率}) \times (1 + \text{市場利子率})$
 より
 $(1 - \text{税率}) \times (\text{投資による収益} + 1 - \text{減価償却}) \geq (1 - \text{税率}) \times (1 + \text{市場利子率})$
 →両辺を $(1 - \text{税率})$ で割ると、法人税なしのケースと同じ基準になる。

と次期の二期間のみを考え、次期に機械設備を売却すると仮定する。売却による収入は機械設備(Ⅱ一)から減価償却分を差し引いた額である。以下では三つのケースについて投資基準を比較するが、これを簡単な式で表したのが図表5である。

まずベンチマークとして法人税がない場合をみてみよう。企業が今期に自己資本の充当によつて一単位の投資を行うとき、次期における企業の追加的な受け取りは投資による収益と機械設備の売却による収入である。通常、投資の機会費用は市場利子率であると考えられる。つまり投資以外の運用による収益率が市場利子率になるということである。したがつてこの企業は投資を行ったときの受け取りと市場利子率での運用による受け取りを比較し、前者の値が大きいときに投資を行う。では利潤ベースの法人税の場合はどうだろう。

企業が今期に自己資本の充当によつて一単位の投資が行われるとき、次期における企業の追加的な受け取りは、法人税がない場合と同様に投資による収益と機械設備の売却による収入である。

一方、企業の利潤は投資によつて得られる収益から減価償却費を差し引いた額であり、これが法人税の課税ベースになる。政府はこの利潤の一定割合を法人税として徴収する。当然企業は、投資を行ったときの税引き後の受け取りと行わなかったときの受け取りを比較する。したがつて投資基準が法人税のない場合と異なつてくる。つまり法人税が投資に歪みを与えるのである。

最後にキャッシュ・フロー法人税について考えてみよう。キャッシュ・フロー法人税として、こゝでもRベースを課税ベースと考える。そうすると今期において一単位の投資をするのに調達しな

ければならない資金は、一から税率を差し引いた額でよいということになる。なぜ資金調達額がより少ないのかというと、今期に一単位の投資を行えば今期の課税ベースが一だけ縮小し、今期の法人税負担も税率の分だけ減るからである。また投資を行った場合の次期における企業の追加的な受け取りは、上記の二つのケースと同様に投資による収益と機械設備の売却による収入である。そしてこれが次期の課税ベースにもなる。したがつて税引き後の受け取りは、税引き前の受け取りに一から税率を差し引いた値を乗じたものになる。企業はこれと、資金調達額を投資に向けなかったときの受け取り、つまり市場利率で運用したときの受け取りとを比較する。

結局、キャッシュ・フロー法人税の投資基準は法人税がない場合の投資基準に一から税率を差し引いた値を乗じたものであるから、実質的に法人

税がない場合と同じ基準になり、キャッシュ・フロー法人税が投資に対して中立的であることがわかる。

五、おわりに

本稿では、資本市場の活性化を出発点にして、法人税の中立性と企業活動について論じてきた。現行の法人税制を概観し、現行の法人税制は企業活動に対して歪みを与えること、企業活動に対して中立的な税制の一つとしてキャッシュ・フロー法人税があることを示した。

現行の法人税制からキャッシュ・フロー法人税に移行するのは、大変大きな改革であり、すぐには難しいかもしれない。課税ベースが全く異なるうえに税収が大きく変動し、税法系における法人税の位置づけを変えなければならぬからであ

る。しかし現代は経済のグローバル化が進み、企業を取り巻く環境も大きく変化している。そういった状況においては、わが国の企業の国際競争力を妨げない税制が必要であり、キャッシュ・フロー法人税を含めた中立的な法人税制について検討をすることは重要である。

また本稿では触れなかったが、『ミード報告』(一九七八)は企業に対するキャッシュ・フロー法人税と合わせて、個人に対する消費課税を行うことによつて資金調達に対する税制の歪みを完全に解消しようとしている。この税法系が実現されれば資本所得は非課税になる。したがって、中立的な法人税について検討することは企業課税の問題だけではなく、個人の資本所得に対する課税のあり方をも検討することになる。今後はその点も加味しながらキャッシュ・フロー法人税について考察を続けて行きたい。

法人税の中立性と企業活動

(参考文献)

岩崎勇(二〇〇四)『図解+設例でわかる キャッシュ・フロー

— 計算書の読み方・作り方 改訂版』、税務経理協会

国税庁長官官房企画課(二〇〇三)『平成一四年度 税務統計

から見た法人企業の実態』

佐藤慎一編(二〇〇四)『図説日本の税制(平成一六年度版)』、財経詳報社

税制調査会(二〇〇〇)「わが国税制の現状と課題—二一世紀に向けた国民の参加と選択—」

税制調査会(二〇〇四)「平成一七年度の税制改正に関する答申」

田近栄治・油井雄一(一九九九)「法人所得税からキャッシュフロー法人税へ」『税研』第八七号、八—一五頁

田近栄治・油井雄一(二〇〇〇)『日本の企業課税』、東洋経済新報社

野口悠紀雄(一九八五)「資金ベース法人税の提唱」『ESP』一九八五年四月号、三七—四二頁

宮島洋(一九八六)『租税論の展開と日本の税制』、日本評論社

横山彰(一九九五)「キャッシュ・フロー法人税へ向けて」『税研』第六三号、二六—三七頁

Institute for Fiscal Studies (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of Committee Chaired by*

Professor J. E. Meade (『ミート報告』) Allen and Unwin.

(やまだ ただお・当研究所研究員)